

【参考】当該小学校区のこれまでの合同点検箇所（R元～6年度）

資料9

↓網掛けは、警察署及び道路管理者による工事を伴う事例

地図上の番号	年度	校区	危険箇所 (所在地)	危険箇所の選定理由	対策・対応	対策 完了年月
①	R元	八幡屋	八幡屋1－12付近 (商店街の入り口と交差する場所) 八幡屋2－4付近 (歩道の設置)	商店街からの自転車等の飛び出し	・児童への安全教育 ・地域等による見守り隊活動 【参考】 ・商店街への搬入車両が通行する交差点であり、車止めポール設置不可 ・沿道家屋(店舗)の入口と道路が同じ高さであり歩道設置不可 ・沿道家屋(店舗)への搬入車両等があり外側線設置も不可	随時
②	R元	八幡屋	八幡屋2－11付近	民家の植木鉢が歩道にはみ出したり、コミュニティ道路の植栽の枝葉が伸びることにより、歩道が狭くなり、子どもが車道に出てしまう	・道路管理者より、民家の植木鉢を歩道に置かれないよう巡視・指導。公園事務所との連携。	随時
③	R元	八幡屋	八幡屋2－12付近	不審者情報があった場所	・池島・八幡屋交番とパトカー（赤灯）による、夕方のパトロールの強化 ・町会を通じたポスターによる啓発	随時
④	R元	八幡屋	八幡屋2－5付近	市営住宅から車の飛び出し	・児童への安全教育 ・地域等による見守り隊活動	随時
⑤	R元	八幡屋	八幡屋2－14付近 (市営住宅内の公園付近)	不審者情報があった場所	・池島・八幡屋交番とパトカー（赤灯）による、夕方のパトロールの強化 ・町会を通じたポスターによる啓発	随時
⑥	R5	八幡屋	八幡屋1－12付近	商店街から車道への飛び出し。 歩車道の区別がない。	・路面標示（停止線）の引き直し ・路面標示（外側線、グリーンライン）の新設	R6.12
⑦	R5	八幡屋	八幡屋2－11付近	歩車道の区別がない。	・路面標示（停止線、止まれ、速度注意）の引き直し ・路面標示（外側線、グリーンライン）の新設	R6.12
⑧	R5	八幡屋・港晴	八幡屋3－1付近	大型車の往来が多い。 横断歩道はあるが信号はない。	・3小統合後の新たな通学路として、八幡屋小より信号機の設置要望があるも、警察としては条件を満たしていない旨の見解。 ・令和11年度に向けて引き続き対策を検討。	－

地図上の 番号	年度	校区	危険箇所 (所在地)	危険箇所の選定理由	対策・対応	対策 完了年月
⑨	R2	港晴	港晴 1－5－1 付近	横断歩道に信号がない	・児童への安全教育 ・地域等による見守り隊活動 【参考】 ・近くの信号機から50mも離れていないため、信号機は設置できない。また、朝の通学時間帯は、自動車が通行できない規制もかけられており、規制標識も左右に2本設置されている。	随時
⑩	R2	港晴	港晴 1－9－1 付近	横断歩道に信号がない	同上	随時
⑪	R2	港晴	港晴 1－10－23 付近	道路（歩道）を往来する自転車と、歩道橋の通行する児童と接触する危険性あり。	・歩道橋の入口部分の横の目隠しパネルを部分的に撤去。（歩道を通行する自転車からも、歩道橋の通行人からも見やすくする。）	R2
⑫	R2	港晴	学校の東から南にかけての道路	一部の時間帯で、規制がかかっているが、規制対象の大型トラックが走っている。	・児童への安全教育 ・地域等による見守り隊活動 【参考】 ・近くに工事現場があるため、許可車両が通行しており、他の道路等にも支障がでるため、許可を取り消すことができない。	随時